

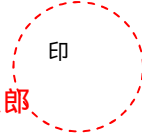
様式第1号(第6条関係)

(表)

平成 年 月 日

(あて先)京田辺市長

〒 -
開発者 住所(所在地)京田辺市田辺 番地
氏名(名称)京田辺住宅株式会社
代表取締役 京田辺 太郎
電話番号 - -



開発行為等協議申請書

次のとおり開発行為等を行いたいので、京田辺市開発行為等の手続等に関する条例第9条第1項の規定により、開発行為等の計画について協議するため申請します。

計 画	開発区域の所在	京田辺市 地名 番、番、番				
	代理者	住所(所在地)京田辺市田辺 番地 氏名(名称)京都設計 京都 一郎 電話番号 - -				
	設計者	住所(所在地)京田辺市田辺 番地 氏名(名称)京都設計 京都 次郎 電話番号 - -				
	工事施行者	住所(所在地)京田辺市田辺 番地 氏名(名称)京田辺建設株式会社 代表取締役 京田辺 三男 電話番号 - -				
	開発区域の面積	. m ²				
概	用途地域	第1種住居地域	高度地区	第3種	前面道路	
	防火・準防火	指定なし	宅造規制区域	内・外	幅員 6.5m	
要	公共施設の敷地面積	. m ²				
	開発行為等計画の概要	京田辺タウン分譲計画	主要用途及び計画戸数	専用住宅 戸		
	工期	着工予定	平成 年 月 日			
		完成予定	平成 年 月 日			
その他事項	都市計画法、農地法、道路法					

(注) 「その他事項」の欄には、開発行為等を施行することについての関係法令及び必要事項を記載してください。

(裏)

[開発行為等計画説明書]

計 画 概 要	戸 建 住 宅	戸 人			最低区画面積 m ² /戸
	共 同 住 宅	分 譲	ワンルーム	棟 室	最低住居占有面積 m ² /戸
		賃 貸	ファミリー	棟 戸	
	工 場 ・ 倉 庫	工場の製品種別		建 築 規 模	階建 延べ床面積 m ²
		倉庫の保管種別			
	事 務 所 ・ 店 舗	種 類			m ²
公共施設等(公園・広場、その他)			公園、ゴミ置き場		
公共施設の名称	道 路 名	市道	線	管 理 者	京田辺市
及び 管 理 者	河川名・水路名	一級河川	川	管 理 者	京都府
土地造成計画	盛 土	m ²		切 土	m ²
汚水処理計画	公共下水道・浄化槽・くみ取式				
雑排水処理計画	公共下水道・その他()				
雨水排水計画	既設道路側溝に放流				
その他参考事項					

[開発行為等協議申請提出書類・図面]

- (1) 開発区域位置図(縮尺1/2,500)・区域図(公図)
- (2) 開発区域求積図、公共施設求積図及び区画割求積図
- (3) 現況図(平面・断面)(縮尺1/250以上)
- (4) 土地利用計画図・造成計画平面図(予定建築物明記のこと。)(縮尺1/250以上)
- (5) 給・排水及び消防施設計画平面図(縮尺1/250以上)
- (6) 流域及び排水系路図(流量計算書を含む。)
- (7) 造成計画断面図、排水路縦断面図及び道路縦断面図
- (8) 道路施設、排水施設、擁壁等の各構造図
- (9) 建物平面図、立面図及び断面図(縮尺1/250以上)
- (10) その他必要書類(委任状、土地登記事項証明書、土地所有者等の同意書等)

この申請書及び第1号から第10号までに掲げる書類等の提出部数は、それぞれ正本1部及び副本16部とする。

閲覧図書(この申請書の写し・位置図・土地利用計画図)については、別に提出を要する。

< 記載要領 >

表面（計画概要）

- ・ 開発者 住所、氏名、電話番号、押印（実印以外でも可）のこと。
法人の場合は、法人の名称及び代表者名を記載し、代表者印を押印のこと。
（法人の代表者印は実印でなくてもよい。）
- ・ 開発区域の所在 地名・地番を記載のこと。
土地区画整理事業施行中の区域の場合は、従前地の地名・地番と仮換地の街区番号を併記すること。
- ・ 代理者 住所、氏名、電話番号を記載のこと。
法人に所属する場合は、法人の住所及び名称、代理者名（個人名）、法人の電話番号を記載のこと。
- ・ 設計者 住所、氏名、電話番号を記載のこと。
法人に所属する場合は、法人の住所及び名称、設計者名（個人名）、法人の電話番号を記載のこと。
- ・ 工事施行者 法人の住所及び名称、代表者名、電話番号を記載のこと。
- ・ 開発区域の面積 小数点以下第 2 位まで記載のこと。
- ・ 用途地域 都市計画図にて調査し、記載のこと。
- ・ 高度地区 綴喜都市計画高度地区の第 1 種～第 5 種の種類を記載。
高度地区の指定がない場合は、「該当なし」と記載のこと。
- ・ 防火・準防火 「防火」、「準防火」、「指定なし」のいずれかを記載のこと。
- ・ 宅造規制区域 宅地造成等規制法第 3 条に基づく宅地造成工事規制区域内か否かを記載のこと。
- ・ 前面道路幅員 開発区域に接する道路の幅員を記載のこと。道路の拡幅整備が伴う場合は、拡幅後の幅員を記載のこと。
- ・ 公共施設の敷地面積 道路、公園、ゴミ置き場等の帰属（寄付）を伴う施設の用地面積の合計を記載のこと。
- ・ 開発行為等計画の概要 開発者が計画されている事業の名称等を記載のこと。 タウン分譲計画、 店舗建設計画、 マンション建設計画など。
- ・ 主要用途及び戸数 専用住宅、共同住宅、長屋住宅、店舗、事務所、倉庫、工場等の

建築基準法における主要用途（複合用途を含む。）を記載のこと。

共同住宅については、単身者向きと世帯向きの別を記載のこと。

専用住宅、共同住宅等の住居系の用途の場合は、戸数（室数）を記載のこと。

専用住宅以外の用途については、階数を記載のこと。

・工期 着工予定及び完成予定の年月日を記載のこと。

予定が明確でない場合は、次のように記載してもよい。

（例）着工予定 許可後

完成予定 許可後 ヶ月

・その他 本計画に関係する法令その他参考事項を記載のこと。

（例）都市計画法 29 条、農地法 5 条、道路法 24 条、土地区画整理法 76 条、宅地造成等規制法等

裏面（開発行為等説明計画書）

計 画 概 要	戸建住宅	戸数、計画人口、最低区画面積を記載のこと。
	共同住宅	分譲・賃貸の別、ワンルーム（単身者向き）・ファミリー（世帯向き）の別に 印を行うこと。 棟数、室・戸数、最低住居占有面積（共用部分、バルコニーを除く 1 室・戸あたりの床面積）を記載のこと。
	工場・倉庫	該当する用途に 印を行うこと。 工場の場合は、製品の種別を記載のこと。（例）金型製造、機械部品等 倉庫の場合は、保管するものを記載すること。（例）冷蔵・冷凍食品、電化製品等
	事務所・店舗	該当する用途に 印を行うこと。 事務所もしくは店舗の種別を記載のこと。（例）デザイン事務所、銀行の支店、コンビニエンスストア、飲食店
	建築規模	戸建住宅以外の用途の場合は、階数、延べ床面積を記載のこと。
	公共施設等	新たに設置される公共施設等（道路を除く）を記載のこと。 （例）公園、ゴミ置き場、消火栓器具庫用地

- ・公共施設の名称 開発区域に接する既存の公共施設（道路、河川・水路）の名称、管理者を記載のこと

（例）道路名 市道 線 管理者 京田辺市

道路名 府道 線 管理者 京都府

道路名 市管理道路 管理者 京田辺市

開発区域が複数の道路に接続している場合は、すべて記載のこと。

（例）河川名・水路名 一級河川 川 管理者 京都府

河川名・水路名 準用河川 川 管理者 京田辺市

河川名・水路名 幹線排水路 管理者 綴喜西部土地改良区

開発区域が河川・水路に接していない場合は、記載不要。

- ・土地造成計画 盛土又は切土を行う土地の面積を記載のこと。盛土又は切土がない場合は、「0」と記載のこと。

- ・汚水処理計画 公共下水道、浄化槽、くみ取式の別に 印を行うこと。

- ・雑排水処理計画 公共下水道、浄化槽の別に 印を行うこと。

- ・雨水排水計画 雨水排水の方法を記載のこと。（例）既設道路側溝に放流、排水路を整備のうえ下流水路に放流等。

- ・その他参考事項 その他特に記載すべき事項があれば、記載のこと。

< 提出書類・図面作成要領 >

別紙「提出書類・図面作成要領」を参照のこと。

開発行為等協議申請提出書類・図面作成要領

	図書名	縮尺	作成にあたっての留意事項及び明示すべき事項
1	開発区域位置図	1/2,500	<ul style="list-style-type: none"> 方位 開発区域の位置(赤実線)
	区域図(公図)	公図のとおり	<ul style="list-style-type: none"> 法務局備え付けの公図の写し 公図が複数枚に渡る場合は、合成し1枚としたものを併せて添付(縮尺は任意) CAD等により作成された転写図・合成公図のみの添付は不可 方位 開発区域の境界(赤実線) 開発関連区域がある場合は、その境界(赤破線)
2	開発区域求積図、公共施設求積図、区画割求積図	任意	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域全体、各公共施設、各区画(宅地)の求積図及び求積表 共同住宅の場合は、各戸の住居専用面積の求積図及び求積表
3	現況図(平面・断面)	1/250以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 開発区域の境界(赤実線) 開発関連区域がある場合は、その境界(赤破線) 地形、地盤高 開発区域内及び開発区域周辺の道路、水路等の公共施設 道路、水路等の幅員 建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状
4	土地利用計画図	1/250以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 開発区域の境界(赤実線) 開発関連区域がある場合は、その境界(赤破線) 公共/公益的施設の位置、形状、面積及び種別(別表可) 開発区域内外の道路の幅員 開発区域外道路の種別(建築基準法第42条関係) 予定建築物等の敷地の形状、面積及び用途種別 予定建築物等の配置(複数区画の戸建住宅以外) 駐車場及び駐輪場の配置(戸建住宅以外、台数及び区画寸法の表示) 敷地内緑化(緑地)の配置(戸建住宅以外、面積及び求積表の表示、別表可) 排水施設の位置、形状及び水の流れる方向 調整池の位置及び形状 都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称(用途地域が複数にまたがる場合は、その界) 擁壁の位置及び種類 法面(がけを含む)の位置及び形状
	造成計画平面図	1/250以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 開発区域の境界(赤実線) 開発関連区域がある場合は、その境界(赤破線) 切土又は盛土をする土地の部分(切土の部分に黄色に、盛土の部分に緑色に着色) 擁壁の位置、種類、高さ及び延長 法面(がけを含む)の位置及び形状 道路の中心線、延長、幅員、勾配及び計画高 調整池の位置及び形状 予定建築物等の敷地の形状及び計画高 予定建築物等の配置(複数区画の戸建住宅以外) 縦横断面線(位置及び記号)

5	給・排水及び消防施設計画平面図	1/250以上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・開発区域の境界(赤実線) ・開発関連区域がある場合は、その境界(赤破線) ・道路(高さの変化点を含む)、公園その他の公共施設及び予定建築物等の敷地の計画高 ・管渠等について、雨水、汚水、給水の別に色分けを行うこと 	
			雨水排水	<ul style="list-style-type: none"> ・道路側溝その他の排水施設の位置、種類、材料、形状、寸法、勾配及び水の流れの方向 ・宅内最終雨水柵から側溝等への接続位置 ・共同住宅、業務施設等の一敷地利用の予定建築物にあっては、宅内の排水経路も記載のこと
			汚水排水	<ul style="list-style-type: none"> ・既設污水管及びその他の埋設物の表示 ・排水施設の位置、種類、材料、数量、寸法、勾配及び水の流れの方向 ・共同住宅、業務施設等の一敷地利用の予定建築物にあっては、宅内の排水経路も記載のこと
			給水	<ul style="list-style-type: none"> ・既設水道管及びその他埋設物の表示 ・給水施設の位置、形状、寸法及び取水方法 ・消火栓の位置
			消防施設	<ul style="list-style-type: none"> ・防火水槽、消火栓器具庫の設置位置等
6	流域及び排水系路図	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・流域(集水区域及び集水面積) 流域については、開発区域外の集水状況についても考慮すること ・流末水路、河川までの排水経路(青実線) ・開発区域の境界(赤実線) ・開発関連区域がある場合は、その境界(赤破線) ・地表水及び排水施設の水の流れの方向 ・流量計算のチェック箇所 	
	流量計算書	-	雨水	<ul style="list-style-type: none"> ・京田辺市開発行為等の手続等に関する条例に係る公共施設等(治水及び排水路)の構造等の基準による
			汚水	<ul style="list-style-type: none"> ・京田辺市開発行為等に関する公共下水道施設(汚水)施行指針による
7	造成計画断面図	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の境界(赤実線) ・開発関連区域がある場合は、その境界(赤破線) ・切土又は盛土をする前後の地盤高(切土は黄色に、盛土は緑色に着色) ・計画地盤高 ・基準線(DL) ・縦横断面線の記号 	
	排水路縦断図(雨水及び汚水)	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・排水施設の名称・記号等 ・測点 ・管径 ・勾配 ・管底高 ・人孔の種類、位置、記号 ・人孔間距離 ・土被り ・計画地盤高 ・単距離及び追加距離 ・基準線(DL) ・人孔でのステップ高 ・污水管と交差する埋設物の表示及びその離隔距離(汚水のみ) 	

	道路縦断面図	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の名称・記号等 ・測点 ・勾配 ・現況地盤高及び計画地盤高 ・切盛高 ・単距離及び追加距離 ・基準線(DL) 	
8	道路施設、排水施設、擁壁等の各構造図	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設、雨水排水施設、汚水排水施設、擁壁、公園施設、ゴミ置き場、消防施設等 京田辺市公共施設等の設置等の基準等規則及び京田辺市開発行為等に関する公共下水道施設(汚水)施行指針に基づき設計すること ・道路標準横断面図(道路の標準横断面に雨水本管、汚水本管、汚水取付管その他埋設物の位置を記載)を添付のこと ・雨水排水については、宅内最終雨水桝から側溝等への接続構造図(断面図)を添付のこと ・植栽計画図(道路及び公園) 	
9	建物平面図、立面図及び断面図	1/250以上	<ul style="list-style-type: none"> ・複数区画の戸建分譲以外の用途の場合に添付要 ・用途が飲食店の場合は、席数の分かる図面等を添付のこと 	
10	その他必要書類	-	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・受任者名、委任事項、開発区域の所在、委任年月日、委任者の住所・氏名・印(法人の場合は、会社の所在地・名称・代表者名・代表者印) ・様式は任意
			土地登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
			土地所有者等の同意書等	<ul style="list-style-type: none"> ・開発者と開発区域の土地所有者が異なる場合、当該開発行為に対して土地所有者が同意する旨の内容が確認できる書類 ・排水を隣接する民有地を經由して放流する場合は、放流先の土地所有者の同意が確認できる書類
			仮換地指定通知(写)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業施行中の区域内における開発行為等の場合に添付要 ・土地区画整理事業施行者が発行するもの ・開発区域の土地を印すこと
			仮換地指定位置図(写)	
仮換地指定図(写)				
使用収益開始日の通知(写)				
任意	電力供給及び通信接続方法計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> 三山木地区特定土地区画整理事業地内の「電線共同溝を整備すべき道路に指定されている路線」に、一部でも面している画地については、電線共同溝事業に参画している電力系及び通信系事業者と協議し、その供給及び接続方法について記載すること。 		

(注) 計画地盤高等の設計に用いる高さは、T・P表示とする。
 図面には、作成者の記名及び押印をして下さい。
 図面袋に入れる場合は、表に図面一覧表を貼り付けて下さい。
 本要領は、協議申請にあたり最低限必要な事項を示しているものであり、関係所管との協議により、新たな記載内容、図面及び書類が必要となる場合があります。